

第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画

概要版 2011年3月31日認定

人権尊重都市像：

お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち

☆市民等と行政が協働して人権啓発活動を推進し、市民一人一人が様々な学習機会を通じて人権意識を高め、家庭や地域等で身近な人権課題等が取り上げられ、課題解決へ向けて行動化できるまちづくりを推進し、市民等の人権が尊重され安心して暮らせるよう様々な人権施策を推進します。

市の基本的な姿勢

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例：(前文)

市は、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした理念を軸にして、平成元年1月に人権尊重都市宣言をしました。その後、全ての市民の幸せを保障する施策として、倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、「人権尊重のまち倉吉」の実現に向けた取り組みを進めているところです。

しかし、いまだに予断と偏見が根強く現存する部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人、子ども、高齢者その他マイノリティに対する多くの人権課題が残っており、あらゆる差別をなくするために、幅広い人権啓発活動及び人権擁護・救済・相談活動が求められています。

市は、これらを踏まえ、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定します。

基本的な考え方

本市では、1989年(平成元)1月に、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ基本的人権を尊重し、人間平等の基盤の確立をめざして「人権尊重都市」を宣言しました。そして、1994年(平成6)にすべての市民が差別されることなく、安心して暮らすことができるまちをめざした「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定し、その「条例」の精神を具現化するため1996年(平成8)に「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定して、部落差別をはじめ障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人等に対する差別と偏見の解消をめざし、市民一人一人の市民的権利が保障されるまちの実現を図るために、幅広い人権啓発活動を進めあらゆる差別の解消に向けた諸人権施策を積極的に推進してきました。

しかし、2010年(平成22)3月には、社会情勢の変化や市民の人権意識が多様化し人権課題にも変化が見られることから、市民等の責務に「差別と差別助長行為の禁止」を示し、差別事象が起きた場合の「被差別の立場にある方」の相談対応等を盛り込んだ「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」に改正され、今日の人権課題の根本的かつ速やかな解決をめざすため、人権擁護・救済、相談活動の取り組みを加える等「第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定しました。

主な改正ポイント

☆人権教育・啓発活動推進の法的根拠を明らかするとともに、人権擁護・救済、相談活動の取り組みや、就学前・学校・社会・企業等における人権教育・啓発活動を各同和教育推進団体等と協働で推進していきます。

☆人権教育・啓発推進組織の整備や学習機会・情報提供、人材養成の重要性を示し、合わせて本市のこれまでの同和行政の成果や課題を踏まえ、市職員や教職員の研修機会や人権意識の向上等、市民啓発の推進を果たしていく上での役割の重要さを示しました。

☆市民一人一人が変わっていくよう部落解放研究倉吉市集会や部落解放文化祭、同和教育町内学習会の充実を示しました。

☆新たに認識が高まった人権課題を明示しました。

(個人情報の保護、人権相談の充実、インターネットにおける人権問題、HIV感染症等の病気から生じる人権課題、刑を終えて出所した人、罪や非行を犯した人とその関係者、犯罪被害者への支援、性的マイノリティ、拉致問題)

☆差別事象や人権侵害への対応を示し、国・県、各関係機関、同和教育推進団体、人権啓発推進団体等との連携を図ることを明示しました。

☆各人権分野8課題の現状と課題、主な施策の方向・方針を明示しました。

位置づけ

「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」の基本理念のもと、各人権課題の解消をめざした施策推進を図るための基本的な方針であり、本市の総合的かつ計画的な人権政策の指針となるものです。

そして、広範にわたる課題解決のための諸施策の推進を図ることを基本とした総合的な計画です。

計画の期間

計画期間を2011年度(平成23)から2015年度(平成27)までの5年間とし、

「第11次倉吉市総合計画」基本計画の期間と同様に設定し、一体的に取り組むこととします。毎年、総合計画の事業計画進捗状況を把握し、事業評価を行い、次年度へ成果と課題を活かします。

総合計画の構成全体で83施策

☆第4次総合計画は、第3次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の構成から、全体的に共通する施策と人権課題8分野の施策に構成しています。

第1章 基本的な考え方

計画策定の趣旨、位置づけ、期間を示しています。

第2章 基本的施策の推進指針（9施策）

第1節「人権擁護の確立」で、国における2000年12月に施行された「人権教育・啓発推進法」による行政の人権教育・啓発活動の責務を明らかにし、本市の「条例」の精神を踏まえて、あらゆる人権分野に共通する基本的な推進方針を示し、今日の様々な人権課題に対応した人権教育・啓発の推進を図ることを示しています。

具体的施策として、第1節「人権擁護の確立」には、個人情報の保護（3施策）、人権相談の充実（2施策）では、あらゆる差別や人権侵害を防止するための施策や実際にそれが起きたときの対応、また課題解決のための施策や人権相談等、人権侵害の救済と擁護、相談窓口の充実、今日の差別事象への対応（2施策）、インターネットにおける人権問題への対応（2施策）を示しています。

そして、普遍的な視点での人権課題に共通する施策として、第2節「人権教育・啓発の推進」、第3節「社会参画の推進」、第4節「就労・雇用の促進」、第5節「産業の振興」、第6節「社会福祉の増進」、第7節「保健衛生の推進」、第8節「生活環境の改善」について示しています。

第3章 人権課題8分野における施策（74施策）

個別的な人権課題として、第1節「部落の完全解放の実現」（10施策）：市民の人権意識調査の実施、同和地区での教育・啓発の推進等、第2節「障がいのある人の人権保障の実現」（16施策）：福祉施設職員の研修、当事者グループの育成、交流学習の推進、障がいの特性に応じた情報提供等、第3節「男女の人権が尊重される社会の実現」（11施策）：第4次くらよし男女共同参画プランと一体的に推進する施策、第4節「先住民族の権利回復の実現」（2施策）：財団法人北海道アイヌ協会との連携、第5節「外国にルーツを持つ人の人権保障の実現（日本国籍を有している外国出身者やその家族を含む）」（7施策）：日本国籍を有している外国出身者やその家族を含めて外国にルーツを持つ人と表現し、日本語学習の支援、国際理解教育の推進、相談支援等の充実等、第6節「子どもの人権保障の実現」（8施策）：いじめ・不登校等の対応、子育て支援、子どもの居場所づくり等、第7節「高齢者の人権保障の実現」（11施策）：高齢者を主体とした地域づくり、認知症の対応と啓発等、第8節「その他マイノリティの人権保障の実現」（9施策）：HIV感染症などの病気、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、性的マイノリティ、拉致問題等。人権課題8分野の主な施策の方向・方針を示しています。※詳しくは倉吉市ホームページに掲載。

